

第24回定期総会開催～すべての議案を承認し、新役員を選出～

コロナ禍からいのちとくらし、健康を守り、人間らしく働ける職場を創ろう！

2022年8月31日夜、ラポール京都四階会議室において、働くもののいのちと健康を守る京都センターの第24回定期総会が開催されました。

出席は、代議員が46人中、会場出席が8人、オンラインでの出席が12人、委任が19人、合計39人（定足数24人）、役員が17人中会場出席12人、総計会場22人、zoom13人の35人でした（その他、オブザーバーが会場2人、オンライン1人）。

総会で、事務局長がこの11年間事務局長をされてきた新谷一男さんから岩橋祐治さん（京都総評顧問、前の健全国センター事務局長）に交代しました。



毛利崇弁護士（センター副理事長）が記念講演

総会は、吉田努事務局長次（京都民医連・城南診療所）の開会宣言・司会進行で始まりしました。総会の最初に、センター副理事長の毛利崇弁護士（自由法曹団）が記念講演「労働法制をめぐる動向と今後の闘い」を行いました。毛利先生は、岸田政権の労働政策を批判したのち、「パワハラ防止措置」の義務化、脳・心臓疾患の労災認定基準の改正、賃金債権の時効当面3年延長を説明し、裁量労働制の問題点についても警鐘しました。（写真は左が毛利弁護士、右が河本理事長）



しんどいときは休める働き方をしよう！

総会は京建労の伊東純平代議員を議長に選出し、伊東議長の下に進行しました。

河本一成理事長（京都民医連・あさくら診療所所長）が開会あいさつを行いました。河本理事長は、「コロナから2年半経って、最大の感染拡大、第7波が来ている。安倍政権から始まって岸田政権まで、政府の無策が感染拡大を促進している。医師として1日13人のコロナ患者を診たこともある。自身も感染して10日間休んだ。コロナ禍で思うことは、しんどいときは休める働き方をしようということ。それが分かっていないのが今の政権。保健所の方も本当に大変。携帯をずっと持っている。人間らしい働き方ができる社会にしていかなければならない。ロシアのウクライナ侵攻をきっかけに9条改憲が叫ばれる世の中。こういうきな臭い世の中だからこそ、足下を見つめて地道な活動を続けることが大切。取り組みを振り返って、今後の運動にどう繋げるかを議論したいので、よろしく！」とあいさつされました。

議案の提案は、第1号議案「2021年度事業報告」を新谷一男事務局長が、第2号議案「2021年度会計及び監査報告」を芝井公事務局長次長（京都職対連）、長尾修会計監査（京都府立高教組）が、第3号議案「2022年度事業計画（案）」を新谷事務局長が、第4号議案「2022年度会計予算（案）」を芝井事務局長次長が行いました。

自治体労働者の異常な長時間労働といのちを守る33キャンペーン

質疑討論では、3人の人が発言しました。

京都市職労の上野代議員は「自治体労働者の異常な長時間労働と『いのちを守る33（サンサン）キャンペーン』」について報告しました。保健師として働いて3年目でコロナ対応職場に移ったある職員は、深夜まで何も食わずに働き、低血糖になって手に震えがきた。睡眠時間は平均2時間で、退職の決断ができず、死ぬか辞めるかという状況で、家族に説得され退職した。保健師が過労死と隣り合わせで働いている。労基法33条を根拠にコロナ禍を理由に青天井の労働を強いられている。年間1639時間、月298時間もの時間外労働をした職員もいる。年間1000時間を超えて働いた職員が25人いた。コロナ対応職場以外にも異常な働き方がまん延している。産休に入る前に年850時間の超勤をしていた職員は、妊娠が判明したが流産した。再度妊娠が判明したが、つわりがひどくてトイレで吐きながら仕事をした。同僚は休めといったが、増員がなく休める状況ではなかった。産休で仕事から解放されて、迎えに来てくれた配偶者の運転する車の中で号泣した。目の前の仕事をするだけで精一杯。好きな仕事に苦しめられていることがしんどかった。

異常超勤から、いい施策が生まれるわけがない。市民の命を守るには現場の職員が安心して働ける環境を作ることが必要だ。公務職場での労働時間規制を設けることが大切！増員のための財政措置を求める署名活動に取り組んでいる。国会議員へのロビーイング活動にとりくみ、野党の7名の議員と懇談した。超党派で取り組んでいきたいという回答があった。共同で厚労省に働きかけ、厚労大臣政務官との懇談も実現した。参議院の厚生労働委員会では、共産党の倉林明子さんが実態を告発してくれた。署名は現在2万5000筆の到達で、33万人が目標だ。秋に第1次の提出を考えている。署名賛同・拡散をお願いしたい。

アスベスト裁判の現状と飛散防止のとりくみ

京建労・松原代議員はアスベスト訴訟と京都の会を報告。昨年5月に最高裁判決が出て以降、国との関係では2陣の原告の和解が進んでいる。7月末847件の給付が実現した。労災認定件数に比べると

少ない。審査が進んでいない。京建労から申請した9件の内2件が支給されている。企業は、言い逃れに終始しており、闘いが続いている。6月7日に建材メーカーのみの訴訟を一斉提訴した。全国10地裁に、全国で137名、京都9名提訴した。弁論期日には参加をお願いしたい。第2陣訴訟は、結審予定。来年の春から夏にかけて、対企業の判決が出る状況になっている。引き続き署名も含め協力をお願いしたい。

労安法の省令が改正された。危険・有害な作業をさせる事業主は、労働者、請負者に保護措置をすべしとの改正だ。判決の影響もある。全ての解体工事にかんしてアスベスト調査をしないといけないということになっていたが、今年4月からは80㎡以上、請負金額が100万円以上の改修工事については、元請業者に報告義務。資格も必要となるという改正。施工業者が法律を守る工期や金額にするよという通達も出ている。府民の皆さんにとってアスベストがどういうものかというリーフレットも作成中で、アスベスト京都の会の総会でも問題点を深めていきたいのでよろしく！

労働安全衛生法施行50年！

京都職対連の新田昌之会長（センター副理事長）は、今年2022年は労安法施行50年の年であることに触れ、いの健京都センターと一緒に裁判や労災認定支援の取り組みをしている。被災者を励ますつどいの開催も予定している。職対連といの健センターが両輪として頑張っている。新谷さんに10年以上頑張っていたことに感謝を申し上げたい。今後とともに頑張りたいと発言しました。

質疑討論の後、議案はすべて満場一致の拍手で採択されました。

新谷さんから岩橋さんに事務局長が交代

新田副理事長が、「2022年度役員を選出」について提案し、承認されました。事務局長が新谷一男さんから岩橋祐治さんに、京健労選出の理事が松原秀樹さんから伊東純平さんに、京都医労連選出の理事が榎本真治さんから細見哲さんに、福祉保育労京都地本選出の理事が藤井歩さんから谷本樹保さんに交代しました。

新谷前事務局長は、「皆さんのお力でなんとか11年乗り切れた。前任の木下さんからたのまれて引き継いだとき、東日本大震災が起こった。11年間の中で、2014年に過労死防止法が作られたこと一番大きな出来事。過労死という言葉が法律に書かれ、過労死をなくす取り組みを企業も含めて進めていく内容。東京の衆議院の院内集会に遺族の方のお話や弁護士のお話を聞いて、京都でもやらないと行けないという強いおmoiをもって、学習会や署名かつどうに取り組んだ。全会派一致で法律ができた。毎年シンポジウムが開催、学校への出前授業の実施も寺西さんや古川弁護士お願いして実施している。しかし、過労死はずっと続いている。働き方根本的に変える運動がますます必要。今後も一生関わりたい。建設アスベスト訴訟では、原告を励ますつどいがGWに毎年開催されてきたが、開催されるたびに一人また一人と減った。命をかけた闘いにご一緒させていただいた。首相が原告に謝罪するということが実現するとは思っていなかった。歴史的な出来事だ。しかし、これからも続く問題。解体現場でホコリが舞う中で作業をしている方もいる。根本解決に向けた取り組みが必要。ヒューマンリーの編集にも関わりながらこれからも運動にかかわっていききたい。新しい第3の人生をスタートさせるという意味で決意新たに退任をさせていただいた」とあいさつされました。

岩橋新事務局長は、「責任重大だと改めて感じている。いの健京都センターとの関わりは1999年の結成以来だ。認定闘争と予防の闘いは車の両輪であり、複数専従配置をしたいということもありセン

ター結成にこぎつけた。結成時から13年間副理事長をした。10年前に全労連に単身赴任をして、全国センターの事務局長もやらせていただいた。とても大変だった。専門性が必要で、アスベストや過労死認定基準改定の勉強もした。人間にとって一番大事なのは命と健康だとこの年になってあらためて痛感している。労働力は安売りしても傷つけさせてもならないということは、労働者にとって一番大切なことだが、これを実現できるのは労働組合しかない。この2年間全労連オルグとして活動して、あらためて労働組合は決定的な役割をすると感じた。職場のあり方を労働者の立場で規制していくのは労働組合しかできない。労安法が労働組合の存在を前提としている。働く者の命と健康をまもることができるのは労働組合だし、その活動を進めることが労働組合の強化につながる。事務局長就任を契機に、職場からのローアン活動の強化を実現していきたい。



(写真は左が新谷前事務局長、右が岩橋事務局長)

いのちと健康を守る活動をいっそう強めよう！

さいごに、梶川憲副理事長（京都総評議長）が閉会あいさつをおこないました。梶川さんは記念講演をしていただいた毛利先生、そして長年奮闘されてきた新谷さんへのお礼の言葉を述べ、後任の岩橋事務局長と一緒に頑張る決意を表明。「命をまもる33キャンペーン」について触れ、「死にたくなるほど働かせていい理由はない」、公務でも民間でも過労死・過労自死しない・させない一歩にしていきたい。このままでは、府民市民の命も守れなくなる。団結して闘うという力強い一歩が踏み出せている。本総会を契機に、命と健康を守るという取り組みを一層進めていこうと呼びかけ、総会を締めました。

● 2022年STOP! THE 働きすぎ! 働き方を見直す京都集会にご参加を!

- ・ 9月23日（金・祝）午後1時～午後4時30分、ラポール京都
- ・ 記念講演「フリーランスの働き方といのちと健康」（脇田滋龍谷大学名誉教授）
- ・ 同集会実行委員会主催（詳細は添付文書を参照してください!）

● 過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）にご参加を!

- ・ 11月25日（金）午後1時30分～4時20分、池坊短大・洗心館地下1階・こころホール
- ・ 記念講演「コロナ禍における職場のハラスメント問題」（大和田敢太滋賀大学名誉教授）
- ・ 厚生労働省・京都労働局主催（詳細は添付文書をご参照ください!）